厚生労働大臣が定める掲示事項

当院の医療安全対策に関する取り組みは以下のとおりです。

１．医療安全対策に関する基本的考え方

安全で安心な医療を提供するために、医療安全対策推進への取り組みは不可欠との認識を持ち、病院全体として安全対策に取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、医療事故の発生予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

２．医療安全対策のための組織に関する基本方針

医療安全対策に関する意思決定機関として医療安全管理委員会を設置し、毎月1回会議を行い医療安全対策に関する事項を検討しています。

３．医療安全対策のための病院職員研修に関する基本方針

全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年２回程度開催しています。また、必要に応じて部門別、職種別の研修を行っています。

４．インシデント報告に関する基本方針

医療事故やインシデント事例を収集・分析して、医療安全の為の対策を検討し、医療上の事故等の未然防止、再発防止に努めています。医療事故が発生した場合は、病院全体の組織として判断を行い、医療行為の倫理性・透明性を確保し、迅速かつ適切な対応を行います。

５．患者さんへの情報提供に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族からの閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとします。

６．その他の医療安全対策推進のために必要な基本方針

「医療安全管理マニュアル」を各部署に常備するとともに、職員はこれを遵守します。また、マニュアルは職員に周知徹底を図るとともに、見直し・改訂を行います。

広島県厚生農業協同組合連合会
吉田総合病院　病院長